

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費等を援助する「就学援助制度」を設けています。新たに就学援助を希望される場合は、学校までご連絡いただき、申込書等を提出してください。5月15日までに申込みをいただき、認定された場合は本年4月1日からの認定になります。認定には審査があり、下表の所得基準額と世帯員の合計所得額を比較し、所得基準額以下の場合は認定します。

申込書等は学校で配布しますが、京都市教育委員会の就学援助のホームページからも印刷できます。

なお、入学前に申込みをされた小1の保護者の方は、再度申込みをする必要はありませんが、入学前の申込み時点から世帯の状況に変更がある場合は、学校にご連絡ください。

< 通常の所得審査 >

所得基準額		申込日により審査する所得の基準年が異なります。(裏面参照)					単位(円)
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上1人増えるごとに	
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算	

※ 所得基準額と照らし合わせる世帯の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参照ください。

※ 世帯人数とは申請者と同一生計にある方の人数を指し、住民票上で世帯分離されている場合等でも、実際に同居している(二世帯住宅や住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む)全ての方を含みます。また、単身赴任やその他のご事情で別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は、同一生計として扱い世帯人数に含まれます。ただし、二世帯住宅の方や離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は別途依頼する書類の提出があれば、別世帯として扱うことができる場合があります。該当の方は学校へ相談ください。

※ 令和6年所得は、給与及び公的年金の所得から最大10万円の所得調整を行います。令和7年所得は、税制改正により「給与所得控除」が10万円引き上げられたため、所得調整は終了します。

< 家計急変世帯への臨時措置 >

通常の所得審査で否認定の場合でも、臨時措置で認定できる場合があります。

前年に比べ今年の収入が減少した世帯について、令和8年以降の収入状況から算出した世帯の年間所得見込額が所得基準額以下となる場合は、認定します。

< 令和8年度 > 家計急変の審査方法 (臨時措置)

- 令和8年1月以降で、連続する3か月分の給与明細の写しや事業収入に係る帳簿の写し等、収入状況のわかるものをすべてご提出いただきます(原則、収入のある方全員)。
- 提出書類により世帯の見込年収・所得額を算出し、所得基準額を下回る場合は認定します。
- 失業・廃業等の場合、無収入の月は所得を「0」として、計算します。

※ 申請される場合は、「申請書」のほか、所得の状況に応じて「収入申立書」・「無職・無収入申立書」等の書類の記入及び確認書類等の提出が必要です。詳しくは学校にお問い合わせください。

【新規申込み】年度当初からの認定を希望する方は、5月15日までに申込みをお願いします。

- 申込みは随時受け付けていますが、土日・祝日等学校休業日は除きますので、ご注意ください。
- 申込日によって審査基準となる年間所得や認定期間は異なります。

申込日	審査基準となる世帯の年間所得	認定期間
4月1日から5月15日	令和6年所得	令和8年4月1日～令和8年6月30日
5月16日から6月30日		申込月の1日～令和8年6月30日
7月1日～令和9年3月31日	令和7年所得	申込月の1日～令和9年6月30日

※ 4月～6月末までに申込みをされた場合、7月以降の審査・認定について再度の申込みは不要です。

※ 転入生は、転入日から1か月以内に申込みがあり、認定された場合は転入日からの認定となります。

就学援助の内容（支給時期はあくまで目安です。申し込まれた時期により支給対象とならない費目や支給が遅れる場合があります。）

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・校外活動費（遠足等の交通費と見学料）【注1】	（前期）	1年 6,670円 2～6年 7,805円	1年 12,530円 2、3年 13,665円	7月頃から随時
	（後期）	同上	同上	12月頃から随時
②校外活動費（花背山の家等の宿泊を伴うもの）		実費（一部対象外経費あり）		9月頃から随時
③体育実技用具費（スキー・スケート・剣道・柔道）		授業用で全員が購入することになっている用具の実費（ただし、小・中で種類や金額に制限あり）		11月頃から随時
④新入学学用品費（入学前及び4月認定の新1年生のみ）		64,300円	81,000円	（入学前申込） 3月上旬～中旬 （入学後申込） 5月頃から随時
⑤学校給食費		小学校：給食無償化により保護者負担はありません。 中学校：京都市から直接給食実施業者等に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります		実費（限度額あり）		年3回
⑦修学旅行費 【注2】		22,690円以内	57,910円以内	9月頃から随時
⑧医療援助費		<p><対象疾病></p> <p>むし歯（中学生のみ対象、小学生は学童う歯対策等の対象のため保護者負担なし）、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹及び寄生虫病</p> <p>受診時に学校が発行する「医療券（病気治療のおすすめ券）」を医療機関に提出。京都市から医療機関へ直接医療費を支払うため、保護者負担はありません。受診の際には事前に必ず学校へ連絡してください。</p>		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います）		
⑩学校生活管理指導表（食物アレルギー用）等作成費 【注3】		小学校のみ実費（上限3,300円）		9月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費（上限11,000円）	実費（上限10,000円）	3月頃から随時

【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小1,710円、中2,330円12月頃から随時交付）及び⑦～⑨が対象です。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合60,910円以内となります。

【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

※ 学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。